

# 通知書(3)

2023（令和5）年4月12日

被通知人 世界平和統一家庭連合

代理人弁護士 福本 修也 殿（連絡担当）

同 弁護士 堀川 敦 殿

同 弁護士 鐘築 優 殿

全国統一教会（世界平和統一家庭連合）被害対策弁護士

上記弁護士 弁護士 村越 進

同 副団長 弁護士 内田 信也

同 副団長 弁護士 吉岡 和弘

同 副団長 弁護士 紀藤 正樹

同 副団長 弁護士 塚田 裕二

同 副団長 弁護士 荻原 典子

同 副団長 弁護士 植田 勝博

同 副団長 弁護士 山田 延廣

同 副団長 弁護士 平田 広志

同 事務局長 弁護士 山口 広

外337名

東京都千代田区麴町4-7

麴町パークサイドビル3階

（連絡担当）上記弁護士事務局次長 弁護士 阿部 克臣

電話 03-6261-6653

FAX 03-3515-6682



前略

世界平和統一家庭連合（以下「被通知人」といいます。）の代理人である貴職からの令和5年3月29日付け回答書（2）（以下「本件回答書」といいます。）に対し、当弁護士は、以下のとおり通知致します。

1 被通知人が自ら交渉すべきです

(1) 被通知人が責任を負うことは明らかです

被通知人は、高額な献金などで多額の財産を奪いました。それだけではなく、家庭を崩壊させ、家族を奪い、人生を狂わせました。違法行為を行った加害者は被通知人という宗教法人であり、賠償責任を負うのも被通知人です。多数の判決が、被通知人の信者の違法行為について被通知人が責任を負うことを認めているだけでなく、被通知人自身の不法行為責任を認めた判決も複数あり、被通知人が加害者として賠償責任を負っていることは明白です。被通知人の田中富廣会長も、本年4月1日の共同通信のインタビューにおいて、問題となった高額献金は「家庭に対する配慮が足りていない部分があった」と認め、恐怖心をあおって求めたとの指摘には「事実だとすれば申し訳ない。改革していかなければならない」と語ったとされています（信濃毎日新聞2023年4月2日朝刊）。被通知人の田中富廣会長自ら、被通知人という宗教法人が加害者であることを認めているのです。

よって、加害者である被通知人という宗教法人が当弁護士との交渉の責任を負うべきことは明らかです。

(2) 「信徒会」との個別交渉は平等な救済・解決を妨げるものです

通知人らは、被通知人の組織的な不法行為によって、意思決定の自由を制限され、被通知人の思うがままに献金等をさせられ、合同結婚式に出席させられ、家族とも関係を断絶させられるなどしてきた者です。「10年以上にわ

たって熱心に信仰生活を送っていた信者」の苦悩・損害はより重大かつ深刻ですし、被通知人の「信者にすらなっていない者」にさえ重大な被害をもたらしました。これらの被害は、被通知人の指示に従ってなされた組織的な不法行為の結果であり、決して相互に無関係な被害ではありません。

このような被通知人の組織的不法行為によって生じた各通知人の被害については、いずれも被通知人において平等に救済・解決が図られるべきです。

各地の「信徒会」との個別の交渉は、各通知人の被害が被通知人の組織的不法行為によって生じたものであるという本件の本質から目を背け、平等な救済・解決を妨げるものであって不適切です。

(3) 被通知人が自ら交渉しなければならないはずです

よって、本件は、被通知人自身が自ら責任をもって交渉するのでなければ解決しません。被通知人が、記者会見等で、繰り返し「誠実に対応する」とした言葉が真実の言葉であるなら、被通知人自身が交渉しなければならないことは明白です。

(4) 「信徒会」について

なお、通知人は、被通知人とは法律的に別団体である「信徒会」なる組織を認めるものではありません。

訴訟においても、被通知人とは別個に「信徒会」なる団体が存在することを否定する判断がなされています（東京高裁平成29年12月26日判決、札幌地裁平成24年3月29日判決等）。

そして、当弁護士団が把握するところでは、10年以上被通知人の信徒であった通知人らにおいても、誰一人「信徒会」の存在を認識しておりません。

このような「信徒会」なる実体のない相手と当弁護士団が交渉することはできません。

2 交渉するのは当弁護士団です

(1) 昨年（2022年）7月8日の安倍元首相銃撃事件以来、被通知人による靈感商法的手口を用いた組織的な資金収奪という深刻な消費者被害や合同結婚式参加カップルの祝福二世・信仰二世などの人権侵害が、重大な社会問題として注目されました。それを契機として、異例の早さで「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」が成立し、宗教法人法に基づく報告徴収質問権が法制定以来初めて行使されるに至ったことは、その被害がいかに深刻であるかを物語っています。

当弁護団は、人権を擁護し社会正義を実現するという弁護士の使命を果たすべく、このようなあまりにも重大かつ深刻な被害の予防、救済及び根絶を図るため被通知人及びその関係者に対する民事訴訟提起等の法的手続、責任追及等を行うことを目的として結成されました(<https://www.uchigai.net/>)。弁護団を構成する担当弁護士が各地の「信徒会」との交渉に応じて個別の解決をはかることは、上記のような当弁護団の使命に沿うものではありません。

また、前記の通り、同種の被害については平等救済・解決が図られるべきですから、その観点からも弁護団窓口を通知人毎にバラバラにすることはできません。

(2) この点、被通知人は、当弁護団所属の弁護士が各地の信徒会関係者と交渉し解決した案件があることから、各通知人の担当弁護士と各地の「信徒会」との交渉を拒否する理由はないと主張しています。

しかし、当弁護団結成以前に個別の弁護士が個別の解決を図ってきた状況と、当弁護団が結成された現在の状況とは、全く次元が異なります。そして、通知人らの被害が被通知人の組織不法行為に起因するという本件の本質、重大かつ深刻な被害の予防、救済及び根絶を図るという当弁護団の使命及び平等解決の観点からすれば、各通知人毎に担当弁護士が各地の「信徒会」と個別に交渉することが不適當なことは明らかで、これを拒否するのは当然です。

よって、被通知人と交渉するのは、当弁護士です。

### 3 被通知人と当弁護士が速やかに直接面談することが極めて有益です

#### (1) 交渉による早期解決は双方共通の課題となっています

回答書(2)において、被通知人も、「交渉による早期解決」を目指していることが繰り返し述べられています。すなわち、「交渉による早期解決」は、当弁護士のみならず、被通知人にとっても共通の課題となっています。

#### (2) 献金等記録の開示が交渉による早期解決に資することは明らかです

被通知人の勅使河原秀行教会改革推進本部長は、2022年10月20日の記者会見の場で「家庭連合（被通知人）は、基本的には献金台帳というものをつけているので、調べれば分かると思います。」と述べています。献金台帳は、各「信徒会」ではなく、被通知人が有していることを明確にしています。

また、2022年9月21日の記者会見では、山上家（山上徹也被告人の家）の場合は当時の教会が既になくなっているが、そのような古いケースについても被通知人の方で確認が取れているとのことでした。

そうすると、当該献金台帳などの献金等記録で各通知人の献金等の記録を確認し、被通知人がどの範囲、どの時期について献金等の記録を有しているのかを双方が把握して交渉することが、双方にとって合理的であり、「早期解決」という共通課題の克服に最も資するはずです。

そして、「信徒会」が存在するという被通知人の主張を前提とし、各通知人の請求の当否について被通知人として調査が必要であるとしても、同時に被通知人の保有する献金等記録を当弁護士に開示することは可能なはずです。

また、被通知人において、各「信徒会」に調査を指示できる関係にあるのですから、遅くとも各「信徒会」調査内容を被通知人が調査完了次第順次当弁護士に開示でき、かつ、それで足りるはずです。早期解決のため各「信徒

会」から各通知人の担当弁護士と個別に連絡する必要性は全くありません。

- (3) 被通知人と当弁護団が速やかに直接面談することが極めて有益です

以上のとおり、「交渉による早期解決」は、双方の共通の課題です。

それには、献金台帳などの献金等記録の開示により、双方が、どの範囲、どの時期について献金等記録を有しているのかを双方が把握して交渉することが、「交渉による早期解決」という共通課題に最も有益です。

また、交渉の方法について直接協議することが有益なことも疑いがありません。

これらは、上記の当弁護団の使命に沿うだけでなく、被通知人が繰り返し宣言した「誠実な対応」にも適うといえます。

#### 4 結語

- (1) 上記のとおり、被通知人が求める信徒会との個別交渉は、責任の所在を曖昧にするもので、甚だ不誠実ですし、当弁護団の設立の目的や使命に照らしても、また平等な解決の実現という点からも、不相当だと言わざるを得ません。交渉窓口を当弁護団と被通知人に統一し、問題解決に向けて協議を進めることをあらためて求めます。

その上で、「交渉による早期解決」が双方共通の課題であり、これを克服するためには、被通知人と当弁護団とが直接面談して、今後どのように交渉を進めていくのか、その方法論を話し合うことが最も有益ですので、あらためて被通知人と当弁護団との早期の面談を申し入れます。この点に対し、令和5年4月19日（水）までに文書にてご回答下さい。

- (2) 被通知人の令和5年3月2日付け回答書において、当弁護団の2023年2月22日付け通知書の被害事実について調査中であるとのことでした。当弁護団の通知から2か月近くが経過しておりますので、調査が完了したのから随時、被通知人より当弁護団宛に調査結果をお送りください。

- (3) 最後に、既に主張したとおり、被通知人による被害については消滅時効も除斥期間も認められるべきではありません。

この点、本年2月22日付通知、4月5日付通知記載の通知人の中には、2020年4月1日以降に損害発生時から20年が経過する被害のある者が含まれており、今後の通知においても含まれる可能性があります。被通知人から消滅時効の援用がされる可能性があるのであれば、被通知人との交渉の途中であっても、時効の完成をさせないために訴訟を提起せざるを得ないこととなります。

しかし、交渉による早期解決は当事者双方の共通課題です。

よって、交渉による早期解決のため、被通知人において、献金等記録及び調査結果を速やかに開示し、今後の交渉方法等について協議するために早期の面談に応じるよう求めます。

草々